

コメント：契約文書の文書論：西欧中世文書論の 観点から

岡崎，敦
九州大学大学院人文科学研究院

<https://hdl.handle.net/2324/7168371>

出版情報：「人間文化資源」の総合的研究：9-19世紀文書史料の多元的複眼的比較研究：年次報告書.
2010, pp.239-243, 2011-03. 人間文化研究機構
バージョン：
権利関係：



コメント

契約文書の文書論 ― 西欧中世文書論の観点から ―

岡崎敦 (九州大学)

はじめに

ここでは、西欧中世文書学を研究している立場から、契約文書の比較史について、主として方法論的な観点を中心にコメントさせていただきます。古文書学をご専門の先生方を前にして恐縮ですが、コメントに入る前に、認識の共有のためもあり、今回のテーマについていくつか確認させていただきたい点がございます。

第一は、契約文書の位相についてです。契約という観念自体は、たとえば皇帝と神、王と臣民との間にも適応可能とはいえ、西欧文書学の体系のなかで、契約文書は、私的な法行為の文字による保証として、「私文書」として一括して把握されています。19世紀の西欧古文書学においては公文書というカテゴリーが非常に重視され、いわばこれから漏れ落ちるものとして「私」領域が析出されていましたが、その後、近代的な公私の観念や区別を前近代の現象を理解するために用いることの問題性が鋭く問われました。たとえば、西欧について、伝来する12世紀以前のほとんどすべての王文書は、有力教会への財産や諸権利の譲渡をその内容としますが、これらは法行為の類型としてはむしろ私的なものとも言えます（とはいえ、教会の保護こそが、当時の政治文化のなかでは、君主に留保される行為と認識されてもいました）。現在ではむしろ、王、領邦君主、司教など、発給者ごとの区別が一般的で、公文書という表現は用いられない傾向ですが、興味深いことに、公文書と対になっていたはず私文書という類型はそのまま維持され続けています。この際重要なのは、後に触れるように、私的な法行為の文字による保証は、時期、地域によって、さらには同じ時空においても、非常に多様な形態をとり、かつそれらはしばしば共存していたという事実です。

第二の問題は、文書学の関心の移行に関わります。西欧において17世紀後半に確立した古文書学とは、なにより様式論、およびその系譜論でありました。文書学はなにより真偽の判定を旨としており、そのための基準として、外層（モノとしての性格）、内層（テキスト書式）両面にわたる形式研究とその体系化が求められたのです。個々の文書がどのようなかたちをしており、それは何故なのかを研究することで、いわば文書固有の歴史が復元できるというわけです。この際重視されたのはなによりオリジナルでした。オリジナルだけが、すべての形式を具備しているからです。これに対して、20世紀後半、機能論と伝来論への関心が急速に高まりました。かつての文書学に見受けられた文書の世界への閉じこもりと過度の理念化を批判して、文書の生成と利用全般について研究しながら、ひろく文書と社会との関係を問うことが呼びかけられたのです。本日のシンポジウムの日本側代表である渡辺浩一先生が2004年から07年にかけて率いられたプロジェクトは、記憶の管理を一つのキーワードとする歴史的アーカイブズの比較研究でしたが、そこではるか後世における写しや文書目録、さらには歴史編纂など、文書情報の利用や管理に関する多様なあり方が総合的に取り上げられました。

最後の問題は、文書論の位相とでも呼びうる問題です。ここでは三つの点を指摘しておきたいと思います。第一は、歴史家が過去の痕跡として把握する限りでの「史料」は、決して過去の「現実」をそのまま写しているわけではないことです。法行為のすべてが文字化されたわけではなく、また文字化されたもののすべてが伝来しているわけではありません。歴史家はまず、文書化の度合い、伝来の諸相について、一般的、あるいは特定の社会環境において、意味ある論理を発見することから作業をはじめねばなりません。しかしながら、さらに重要なのは第二の点、すなわち文書は、丁度裁判と同じく、「生の」現実そのものではなく、いわば「構成された」第二次元の現実であるということです。たとえば、ある権利がそのようなものとして認識されるためには、特定の法術語による認識が必要であり、それは法体系のなかに特定の位置づけを持った類型として現れねばなりません。また、「法の現実」はしばしば、特有の論理を自己目的的に追求する法学者や法実務家たちの世界として表象され、場合によっては、現実を生きる当事者たちの常識と齟齬をきたします。最後に、文書の本質であ

る形式の「保守性」について強調しておきたいと思います。とりわけ社会経済的な変容に対して、明文化されたルール体系である成文法が立ち後れることはよく指摘されますが、文書においてもまったく同様な現象がみられます。というよりも、常に変容する「現実」と、それをしばしば学識にのっとして固有な論理で枠づける文書形式、類型との緊張関係と、そこから生じるダイナミズムこそが、文書の世界、文書の歴史の研究であるといえます。そこでは、さまざまな力がせめぎ合う、多かれ少なかれ長期にわたるプロセスこそが研究対象となるでしょう。

以上を念頭に置いた上で、以下、まず私文書の機能論、ついで記憶の管理について、西欧の学界状況を紹介しながら、いくつか重要と思われる論点を指摘したいと思います。

1. 私文書の存在論と機能論

この問題系については、文先生の報告が模範的なモデルを提示されていました。

第一は、文書の効力の由来とそこに関わる関係者についてです。ここでは三点指摘します。はじめに、当事者と関係者についてです。ローマ法では、私的な契約は口頭での問答行為で十分であり、文書化に際しても法行為の主体が一人称で語る形式が基軸として存在していました。そこでは、当事者同士の合意を前提とする法行為の主体が行う行為がそのまま表現されているわけです。しかしながら、より頻繁にみられるのは何らかの第三者の介在です。同意者、証人など多様な人間が、法行為にも、そして文書のなかにも現れてきますが、彼らがどのような資格と権利によって、当該法行為や文書の効力の保証に関与しているのかは、もちろん自明ではありません。この際、文書学上いつも問題となるのが、彼らが文書中に言及される場合、それが法行為上の介在なのか、あるいは文書の有効性を保証するためなのかという点です。他方で、1970年ごろから盛んとなったいわゆる「紛争解決」と呼ばれる問題系にあっては、恒常的紛争構造のなかでの示談の連鎖からなる政治文化の研究という視角から、その場限りであるしかない個々の「紛争解決」の前提として、通常時の人間関係が注目的となりました。この際、特定の法行為、紛争調停に誰がどのように関係しているのかは、特定の社会構造自体を反映していると考えられたことから、「実践的親族」、パトロン＝クライアント関係など、人類学に触発された多様な論点が提出されました。

文書の効力についての第二の問題は、公権力との関係です。当事者間の私的な法行為の有効性保証への公権力の介入は、実はかなり普遍的にみられる現象のようです。文書化に限定しても、公権力の名による文書の発給から、印章などの権威の標章の付加、当局の側での法行為・法的事実の情報管理（帳簿、個別文書の保存など）、さらには裁判における判決に至るまで多様な形態が存在するばかりか、同時代の同一社会においても、これらはしばしば共存、あるいは競合していました。しかしながら、個々の制度についてはともかく、当事者によるこれらの使い分けの論理や意味については、必ずしも研究が十分とは思えません。

最後は、文書に有効性を付与するための諸形式の具備を実際に担当する専門家の問題です。文書であるからには、すべての前提として文字を操る人間の介在が不可欠ですが、法行為・法的事実を掲載する文書に関しては、適切な法的リテラシーの習熟が多かれ少なかれ必要です。裁判制度を含めて、このような私的な法行為の文書化インフラがどのように整備されていたのかは、文字や法学教育の問題も含めて、未開拓の領域が多くあるのではないのでしょうか。

第二の問題系は、文書の具体的形態、形式です。関係者の問題とも関係しますが、法行為・法的事実の文書化が権利証書として行われれば、それは多く単葉の用紙という形態をとるでしょう。これに対して、当局による管理であれば、帳簿への登記という形式がよくみられるかもしれません。最後に、裁判という制度が、私的な法行為の文字による記録として機能していれば、調書や判決が重要な形式となるでしょう。ここでもまた、同一時期の同一社会において、複数の形態が当事者たちに選択可能なかたちで共存、すなわち提供されていたことがよくみられます。ある意味では、さまざまな由来のさまざまな制度が並行して存在し、それらのブリコラージュ的な「我がものとする appropriation」利用を語るべきかもしれません。

最後に、ここ数十年もっとも注目を集めている領域、すなわち文書の利用という問題系があります。先ほど述べた「紛争解決」研究の影響を受けた近年の文書論では、個々のコンテキストにおいて、実

際に文書をめぐってどのような力が関わっているのかに関心が集まっているといえます。この際、かつてのような文書形式の定式性の高低を法的効力の高低、さらには法文化の高低に短絡的に結びつけるような発展段階論的思考が強く批判され、かわって、文書以外の手段、とりわけ口頭所作儀礼との関係、当事者や彼らをとりまく人間関係・社会構造などの諸問題が好んで研究されています。また、「紛争構造」の恒常的性格、すなわち、一回の解決、一通の文書が紛争を「解決」せず、長期的なタイムスパンのいわば一コマに過ぎないことが強く意識されるようになりました。高橋報告が示しているように、一つの文書のみが語る、いわばストップモーションのような社会の理解にかかわって、長期的なプロセスの一環としての個別の法行為の連鎖という理解が深まれば、当然のように、文書の「後世における」利用と管理の様相が重要ということになります。最後に、過去の証文が、後世どのような力を有したのかについての関心が高まった結果、偽文書に対する新たなまなざしが生まれました。偽文書は、それが自ら主張する過去についてではなく、それが作成された環境について、真正な文書以上に多くのことを教えてくれるという訳です。

ところで、今回のシンポジウムで何度も指摘されたように、法的、あるいは倫理的には禁じられている行為が、別様式のもとで実際にはなされているというからくりという問題があります。文書論の観点からみれば、社会経済的な変容と、法体系あるいは文書の建前との間に齟齬が生じたとき、本来は異なる目的のために利用されるはずの文書類型、形式が流用されるというわけです。この問題を、単なるカムフラージュと一蹴するのではなく、そこに特定の論理を見いだすこともまた、興味ある研究課題ではないでしょうか。

2. 記憶の管理

80年代以後、西欧学界では「記憶」が一つのトピックとなりました。そこでは、「現実」とはとりあえず別物として、「過去についてのイメージがどのように構築されたのか」自体が、「記憶」を想起する政治環境との関係で強く問われたのです。最初に述べた渡辺浩一先生主宰のプロジェクトは、一見すると記憶の構築とは無関係に、固い事実だけを保存するとみなされがちなアーカイブズ資料を対象として、過去の法行為・法的事実の利用と再編を、比較史という視座から多面的に論じようとしたものでした。日本、朝鮮半島、中国、イスラム世界、西欧の比較研究から浮かび上がってきたのは、記憶の管理には、家族・親族構造からイデオロギーに至る、実にさまざまな要因が複雑に関係しているという事実です。

今回のシンポジウムに接して、あらためて強く感じるのは、日本と西欧ではオリジナル（原文書）優位という原則が支配的であることは動かないとしても、近世という時代は、どの地域においても、なにより「写しの時代」であつたらしいという印象です。それは、朝鮮半島、日本、そして中国においても、この時代が共通に、過去の記憶の再編と再構築によるアイデンティティ再確認の時代であつたからでしょう。基本的に分権的な政治・社会構造にありながら、中央権力がさまざまな面で（領域的、人的、制度的、文化的など）社会を「統合」する過程として現れるこの時期には、それ自体再編の過程にある社会やそれを権力として具現化する「当局」から、個々人や社会集団に対して、彼らの地位や権利に関する「証拠」の提出を求める動きが強まりました。この観点にたてば、西欧も事態はまったく同様であり、同じく大量のコピーが生み出されていたことにあらためて気づかされます。たとえば、そもそも自立的な存在であるはずの貴族身分について、中世末期以後、フランス王権はその認定の証明を求めるようになった結果、家系の古さを証明するための資料が、偽書を含んで大量に製作されました。ちなみに、好まれた素材の一つが十字軍への参加、ないしは戦功であつたといえます。また、中近世イングランドのジェントリのもとでは、しばしば一族の記録や系譜などの作成が繰り返されましたが、それは自分たちの「生まれのよさ」を示す（捏造する）ためであつたのです。そのもっとも有名な例が、一族の記録のコピー集成である「パストン家文書 Paston Letters」でしょう。

ところで、記憶をつむぐ行為は、実際には、記録や歴史編纂から、儀礼、参照などに至る非常に多様な形式をとります。この際、たとえば一つの帳簿に膨大な過去のアーカイブズ情報を掲載し、それを効果的に利用しようとするれば、否応なく目次や索引が必要となるほか、そもそもどのような順番に項目を並べるのか、レイアウトするか等の具体的諸問題が提起されざるをえません。ことは、個々の

資料や冊子にとどまらず、その集合体である蔵書や資料群の管理においても同様であり、ここでは広義の情報処理全般が問題となります。重要なのは、これらの諸問題は単なる技術上の瑣事ではなく、いわば情報処理・操作を通しての世界認識のあり方自体が問われているという点です。先ほど、文書は「生の」現実の再加工であると申しましたが、その写しや編集という行為は、「生の文書」の同じく再加工であるといえましょう。

このような観点からは、今回のシンポジウムにおいて、例外的に地域の記憶の維持と伝承を取り上げた王報告には、特別な関心を引かれます。とりわけ興味深いのは、村落日用類書と呼ばれる資料類型が、法関係から民俗伝承にいたる実に雑多なテキストの集成であり、かつこれらが長期にわたって何度も写されながら利用されていた、という事実それ自体です。実は、西欧においても、よく似た資料類型が存在します。近世フランスにおいて家の家長が書き続けていた日記や会計簿などのごった煮である家政記録 *livre de raison*、あるいは中世末期から何人かのイタリア商人がつけていた覚書 *ricordanze* などが思い出されますが、ここでは、イングランドの田舎貴族ともいべきジェントリの営為について紹介したいと思います。

15世紀に、ヨークシャーのイースト・ニュートンという小さな荘園の領主であった、ロバート・ソーントンというジェントリがかつて所有していた小さな書物が、現在リンカーン大聖堂図書館に伝来しています。この書物は、まずアレクサンダー大王の物語にはじまり、自分の子供たちの誕生や毎月の雷の数についてのメモをはさんで、アーサー王物語、俗語の聖人伝、ラテン語の祈り、その他の宗教テキスト、そして医術関係の雑多なテキストで終わっています。このような種類の書物は、英語で *commonplace book* (当然知っておくべきとみなされる事柄)・ブック *commonplace book* と呼ばれ、生活に必要とみなされる雑多な情報を個人が書き込んだもので、とりわけ中近世のイングランドに相当数伝来しているものです。重要なのは、これは、ソーントン自身が、数十年にわたって、自ら少しずつ書き継ぎ、次第に成長していった世界に一つだけの、彼だけの書物であるということです。この種の書物、写本は、西欧中近世に恐らくは膨大な量が存在すると思われますが、従来、ほとんどほとんどの研究の対象とはなってきました。内容が瑣事にかたよっているだけではなく、テキストのコピーとしても信頼性が低いと考えられるため、天下国家偏重、あるいは原本志向の従来型歴史研究においては、いわば学問研究には役に立たない資料とみなされたからでしょう。しかしながら、過去から現在にいたる実にさまざまな雑多な情報を、一つの書物のかたちで長期にわたってまとめあげるといふ営為は、丁度、iPod や iPad など現代の携帯情報端末のそれを思い起こさせるものです。個人および社会集団、共同体がそれぞれ、どのような情報を、どのようにつむいでいたのかに関心を寄せるならば、この史料類型はむしろもっとも興味ある研究対象と言えるのではないのでしょうか。

ここでさらに指摘しておきたいのは、前近代におけるテキストをつむぐ行為それ自体の問題です。西欧において、現在のテキスト環境を特徴づける諸特徴が制度的に形成されるのは、近世から近代にかけての時期でした。すなわち、明確な著者観念、安定したテキストからなる作品、そして専門の出版業者が生産し、小売り書店で入手される活字の印刷本などからなる今日の私たちの常識は、実はごく最近成立したものにすぎません。これ以前には、あるテキストに唯一真正な「作品」の存在を想定する前提が欠けていました。たとえば、多くのテキストには明確な著者がおらず、他方では、過去の権威の名に帰せられる偽書が大量に製作されました。また、作品には一般に厳密な意味での書名がなく、また同一と認識されるテキストは、非常に多くの抜粋や翻案、断片などのかたちで流布するほか、別の人間によって続編が書かれたり、手を加えられるなどが繰り返されました。さらに、現在伝来する書物の多くは、しばしば作成時期が異なる諸テキスト部分が、後世合冊、装丁された結果として伝来しており、史料学者は、これらの構成要素一つ一つを、丁度考古学者が発掘を行うように、「層」としてはぎ取りながら、個々の性格を特定していくのです。前近代においては、一つの作品が一つの書物を構成することは稀であるばかりか、その組み合わせはしばしば現代の人間を戸惑わせるものです。

このような状況の前提にあるのは、著者と読者が未分化であり、テキストの受容がそのつむぎ、すなわち作成と再編、写しに強い影響を与える環境ですが、その結果として、あらゆるテキストは、たとえ同一と認識されるものであっても、多くの多様な読みと改変に常にさらされる動的な性格を持ち

続けることになります。そもそもテキストとは「(糸を) つむぐ」を語源とする言葉ですが、前近代におけるテキスト行為とは、他のさまざまなテキストとの関係のなかで繰り返されるつむぎの行為が、重層的に降り積もる過程そのものといえるでしょう。重要なのは、これらの諸条件の克服として、近代のテキスト制度（著作権に守られる著者、究極の決定版を志向する作品テキスト、出版関係業者の独占になる書物の生産と流通、その結果として単にテキストを消費するだけの読者）が形成されたということ、そして、21世紀はじめを迎えた現在、これが崩れつつあるということです。この意味では、つかの間の近代をはさんで、現代と前近代は、人間と資料のあり方に関して、多くの部分を共有しているのではないのでしょうか。前近代の資料のあり方について考えることは、現在新たに突きつけられているかに見える諸問題を考察するためにも、特権的な展望台になると信じます。